

よくある質問

Q 法人格のない団体でも申請は可能か

A 法人格のない団体による申請は可能です。ただし、個人による申請はできません。

Q 申請承認までにかかる時間はどの程度か

A 書類が整ってから14日程度です。ただし、申請書類、添付書類等に不備があった場合、後援等の可否の判断が難しい場合等にはそれ以上の日数を要しますので、1箇月程度余裕を持って提出されることをお勧めします。

Q 申請は郵送でもよいか

A 郵送によることも可能ですが、より簡易かつ迅速に申請することができる電子申請システムによる申請を推奨します。また、どちらの場合であっても、事業開催（チラシ等に印刷をすることも含みます。）の14日前までに必着するように送付してください。

Q 申請書受領後の手続はどのようなものか

A 所管の課室に直接申請書が届いた場合は、そのまま審査を開始します。なお、所管課室が不明であるときは、教育政策課に提出いただければ、所管の課室に転送し、審査を依頼します。審査後、適当と認めるときは要領別記第1号様式による承認通知書を、承認することができないときはその旨記載した文書を、それぞれ所管の課室より郵送します。

Q 過去に申請をしたことがあるが、初回申請に必要な添付書類を要求された

A 前回の申請から4年以上が経過している場合は、再度初回申請に必要な添付書類（団体の役員名簿、規約等）の提出を要します。また、団体名等が過去申請時から変わっている場合、過去の記録を検索できない場合があります。前回の申請内容を所管課室に伝えたくてご相談ください。

Q 申請後、承認前にチラシ、案内等に高知県教育委員会に後援申請中と記載しても構わないか

A 後援申請中とチラシ等に記載することは、単なる事実の記載に過ぎないことから、許容しています。ただし、本来は後援等の承認を受けた後にチラシ等に「後援」と記載すべきですので、期間に余裕を持って申請してください。

Q 承認基準にある「営利を目的とする」とはどういうことか

A 入場料、参加料等を徴収する事業が全て営利目的になるものではありません。ただし、総収入から事業の実施に必要な資材や人件費、諸経費等を差し引いた剰余金が相当額ある場合には、それを利益とみなして営利目的であると認定される可能性があります。事業内容、規模等に応じて剰余金の相当額も変わりますので、所管課室とご相談ください。

Q 「入場料」（申請書（高知県教育委員会共催及び後援事業承認事務取扱要領（以下「要領」という。）別記第4号様式）の裏面〈申請時の注意点等〉4（3））の定義は

A 資料代等の名称を問わず、金銭等の支払が参加の要件になっている場合は「入場料」に該当します。

Q 共催（後援）を承認されていないにもかかわらず、チラシ、ポスター等に高知県教育委員会共催（後援）と記載し、事業を完了してしまった。今後高知県教育委員会の共催及び後援の承認を一切受けられなくなる等のペナルティはあるのか。

A 後援名義を無断使用してしまった場合でも、その後の当該主催者の申請を一律に一切承認しないこととするものではありません。ただし、悪質なものにあつては、その後当該主催者の申請を一切承認しないこととする場合があります。事業実施中又は完了後に未承認であることが発覚した場合は、速やかに所管課室にご連絡ください。顛末書の提出を求めた後、警告書にて措置の内容を通知します。

※ 名義を無断使用したことにより、以後の共催及び後援の承認が認められなくなる場合としては、次に掲げるようなものが想定されます（これらの場合に限られるものではありません。）。

- 1 公序良俗に反するイベント等に無断で名義を使用したことにより、高知県教育委員会の信用が著しく損なわれた場合
- 2 非承認となったこと又は承認が取り消されたことを知りながら、無断で名義を使用した場合
- 3 名義の無断使用につき警告書を受け取ったにもかかわらず、引き続き無断で名義を使用した場合